

特定非営利活動法人 移動サービスアクセス 定款

令和5年9月7日

特定非営利活動法人 移動サービスアクセス 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 移動サービスアクセスという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市青葉区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、相互扶助の精神にもとづき、自らの生活技術や技能を発揮し、自主運営・自主管理の非営利市民事業として、高齢者、障害者、病弱者、および子育て支援を必要としている人たちなど移動制約者の外出を支援する事業等を行い、「参加型福祉」によるまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 移動制約者に対する外出支援を行なう福祉有償運送事業
- ② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称 障害者総合支援法)に基づく地域生活支援事業
- ③ 「横浜市障害者ガイドボランティア事業事務取扱団体」としての事業
- ④ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称 障害者総合支援法)に基づく指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業
- ⑤ その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に参加できる個人および団体とし、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出して申し込むものとし、理事会の審議を経て理事長が承認する。ただし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員に次の各号の一に該当する事情が生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が解散したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員がこの定款等に違反し若しくは法人の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときには、総会において個人会員および団体会員総数の3分の2以上の議決により、除名することができる。ただしこの場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(役員の種類と定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上9人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、理事長1人を置き、副理事長を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において会員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

- (4) 事業計画および予算に関する事項
- (5) 事業報告および決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法第18条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、理事長または監事は、総会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要と判断される資料、欠席会員が表決に参加するために必要な書類とともに書面または電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ会員に通知した事項に限られるものとする。

- 2 総会の議事は、この定款で定めるものを除いて、出席会員（議長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 総会に出席できない会員は、通知された議案の各々について書面または電磁的方法をもつ

て表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した会員は、第25条、前条第2項、次条第1項および第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があつたとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があつたときは、請求の日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときには、理事長は、理事会を開催する日時、開催の場所、目的となる事項を明示する議題を記載した開催通知を、必要とされる資料、欠席理事が書面による表決

に参加するために必要な書類とともに書面または電磁的方法をもって、少なくとも会議開催の5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ理事に通知した事項に限られるものとする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された議案の各々について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により議決に参加した理事は、第34条および次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なうものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画および予算)

第43条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第44条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、法第31条第1項に掲げる事由により解散する。

2 この法人は法第31条第1項第1号に掲げる事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会で選定したものに帰属する。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。ただし、貸借対照表の公告については、この法人ホームページに掲載して行なう。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑 則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 石山 典代

理事 金井 克憲

理事 勝野 泉

理事 箱守 實

理事 近野 明

理事 遠山 匡彦

理事 金子 利雄

監事 山西 道子

監事 木村真紀子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金 1 口 1,000 円 (1 口以上)

(2) 年会費 600 円 (ただし、年度途中の入会については、年会費を月割とする。)

附 則

この定款は、平成 21 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 25 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 9 月 7 日から施行する。